

契 約 書

中野区（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間に、次の条項により、高齢者自立支援住宅改修等サービス（以下「住宅改修等」という。）を行うため、委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、乙に対し、高齢者（以下「丙」という。）に発行する自立支援住宅改修等給付券（以下「給付券」という。）に基づく住宅改修等を委託する。

（権利の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（一括再委託の禁止）

第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（一般的損害等）

第4条 この契約の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、乙がその費用を負担するものとする。

ただし、その損害（保険その他により補填された部分を除く。）のうち、甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

（用具等の請求額）

第5条 住宅改修等に要した費用の請求額は、甲の決定した金額とする。

（差別的取扱いの禁止）

第6条 乙は、丙に対して住宅改修等にあたり差別的取扱いをせず、懇切丁寧にしなければならない。

（給付の期間）

第7条 乙は、丙から給付券の提示を受けたときは、1か月以内に用具等を給付する。同時に、使用方法等充分な説明を行うこと。ただし、住宅の改修にあっては、甲の検査を終えたのち丙に引き渡すものとする。

（検査）

第8条 乙は、給付券等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、速やかに甲に対して完了届を提出して検査を受けなければならない。

2 乙は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

3 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。ただし、設備の改善にあっては、乙は引き渡し後1年間その工事に伴う瑕疵について、取り替え又は補修の責を負うものとする。

（再履行）

第9条 甲は、乙が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第2項から第4項までの規定は、前項の検査に準用する。

（不履行等）

第10条 乙が再履行に応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができるものとする。なお、このために乙に損害が生じても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（指定期日の延期等）

第11条 乙は、給付券等に基づく業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日前に甲に対して指定期日の延期を申し出ることができる。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が乙の責に帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

(契約内容の変更等)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第13条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

(自己負担額の徴収)

第14条 乙は、第1条の規定により要した費用のうち、丙が自ら負担すべき額については丙から直接徴収するものとする。

(費用の支払い)

第15条 乙は、第8条又は第9条の規定による検査に合格したときは、給付券に丙の受領のサイン等を受け、これを請求書に添付して、甲に対して用具等の給付に要した費用を請求することができる。

2 甲は、乙から第1項による請求を受けたときは、この正当な請求書を受理した日から起算して30日以内に、費用を支払うものとする。

(帳簿)

第16条 乙は、住宅改修等及びその費用の請求に関する帳簿等をその完結の日から5年間保存し、甲の請求があったときはいつでも提示しなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、受託業務に関して知りえた個人情報（以下「個人情報」という）について、漏えい、紛失、改ざん及び破損その他の個人情報の適正な管理及び保護を図るため必要な措置を講じなければならない。この義務は、受託業務の終了後も継続する。

2 乙は、受託業務に従事している者若しくは従事していた者に対して、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用することのないよう指導しなければならない。

3 乙は、個人情報を受託業務以外の目的に利用してはならない。

4 乙は、個人情報を第三者に閲覧、貸し出し等の提供をしてはならない。

5 乙は、個人情報を複写してはならない。受託業務に履行にあたって複写を必要とする場合には、事前に甲へその内容を届け出なければならない。

6 乙は、受託業務履行後、甲が提供した個人情報を含む資料（乙が複写したものも含む。）をすみやかに返還しなければならない。

7 乙は、個人情報の管理に係る甲の検査に応じなければならない。

8 乙は、受託業務の履行にあたって事故が生じたときは、遅滞なくその状況を書面をもって区へ報告しなければならない。

9 乙は、個人情報の保護と受託業務の適正かつ円滑な履行を図るため、受託業務の管理に必要な規定等の整備をしなければならない。

10 乙が、この個人情報の保護に関する遵守事項に違反した場合には、乙は、そのことにより発生した損害について賠償しなければならない。

乙は、甲より上記規定等の提出を求められた場合はすみやかにこれを提出しなければならない。

(報告)

第18条 甲及び丙は、乙に対し住宅改修等について必要な報告を徴し、または説明を求めることができる。

(甲の解除権)

第19条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかないと甲が認めるとき。

(2) 詐欺その他不正行為があったとき。

(3) 契約条項に違反したとき。

(4) その他不正な行為があったとき。

2 この契約の解除により乙に損害を生じても、甲はその責に任じない。

(契約の一部不履行)

第20条 甲は、前条の規定にかかわらず、乙が契約の一部を履行しない場合においては、この契約を解除するまでには至らないと認めたときには、乙に支払うべき契約金額を減額して支

払うことができる。

(乙が暴力団員等であった場合の甲の解除権)

第21条 甲は、乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下同じ）が各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する又は解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

- (1) 個人事業主、法人の代表役員（入札参加資格者である個人又は法人の代表権を有する者（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した者を含む。））、一般役員等（入札参加資格者の役員、執行役員、支店を代表する者又は営業所を代表する者（常時、区との区の発注する契約を締結する権限を有する事業所の所長をいう。）で代表役員以外の者）及び役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者及び雇用される者で、前述に該当する者以外の者（以下「法人の役員若しくは使用人」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であるとき、又は暴力団員等が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 法人の役員若しくは使用人が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 法人の役員若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与するなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
- (5) 法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各号のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、甲に帰属する。

3 甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙が第1項各号のいずれかに該当したときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額（契約の一部の履行があったときは契約金額から履行部分に対する契約代金相当額を控除して得た額の100分の10相当額）を、違約金として甲の指定する期間内に支払うものとする。

4 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の請求をすることができる。この場合において、乙の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して支払わなければならぬ。

5 第1項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切賠償の責を負わない。

6 第1項各号に該当する疑義が乙に生じた場合は、甲は警視庁と該当の可否に関する情報の交換を行うことができる。

7 前各項に定めるもののほか契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(下請負等の禁止)

第22条 乙は、この契約の履行に当たり、中野区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年8月31日24中經理第714号。以下「要綱」という。）第3条に基づく入札参加除外措置を受けている者（以下「入札参加除外者」という。）又は甲の入札参加資格を有する者以外の者で甲の発注する契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）にこの契約の一部を下請負（当該受託者から業務の一部を受任し、または請け負う者、それ以降の二次以降の下請負人等を含む。以下同じ）をさせ、若しくは委託を行ってはならない。また、乙はこの契約の下請負もしくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が契約履行期間中に入札参加除外措置を受けた場合は、速やかに当該契約の解除をしなければならない。

2 乙が、入札参加除外者又は排除要請者のうち、要綱別表第1号に該当する者をこの契約の下請負人等としていた場合は、甲は乙に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めることができる。

3 前2項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

4 甲は、第2項により契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

第23条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等からに限らず履行妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求（以下「不当介入等」という。）を受けた場合（下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、毅然として拒否し、遅滞なく甲への報告及び管轄警察署への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告に当たっては、書面にて甲及び管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。

3 乙は、下請負人等が不当介入等を受けた場合は、毅然として拒否し、遅滞なく乙に対して報告するよう当該下請負人等に指導しなければならない。また、下請負人等から報告を受けたときは、速やかに甲に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

4 甲は、乙が不当介入等を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲が発注する契約から排除する措置を講ずることができる。

(障害を理由とする差別の解消の推進について)

第24条 この契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。

(協議)

第25条 この契約に定めのない事項、またはこの契約に定める事項について疑義を生じたときは、必要なつど甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第26条 この契約の有効期間は、2025年 月 日から2026年3月31日までとする。

以上契約の締結を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 中野区

乙 住所

会社名

代表者名

印